

## 聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業について

### 1 目的

聴覚障がいの乳幼児（0～5才）が、乳幼児期から、その保護者又は家族（以下、「保護者等」という。）とともに手話を獲得することのできる機会を確保する。

### 2 対象者

県内在住の聴覚障がいのある未就学児、保護者等

### 3 事業内容

聴覚障がいのある乳幼児及び保護者等が、手話言語を獲得することを支援するため、次のような機会を提供する。

- (1) 「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの過程と同じように、聴覚障がいの乳幼児が言語として手話を獲得し、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力を養い、手話でやり取りすることにより、他者とコミュニケーションを可能とし、活動できる場を提供する。
- (2) 聴覚障がいの乳幼児が大人のろう者とふれ合い、その手話を見ることにより、今後、自分がどのように周囲とコミュニケーションをとっていくのか、モデルとできるよう支援する。
- (3) 保護者等が手話を学習し、手話によるコミュニケーションを体験するとともに、ろう者について理解することができる場を提供し、家庭内での手話によるコミュニケーションができる環境づくりを支援する。
- (4) 主な活動内容は、聴覚障がいの乳幼児に対しては、絵本でよみきかせ、手遊び、からだ遊びなど、保護者等に対しては、手話学習、ろう者の理解や聞こえの相談などを行う。

### 4 実施状況

令和4年度としては手話交流会を18回実施し、延べ373家族、1000人を超える参加があった。



# 2023年度

神奈川県聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業

# しゅわまる

きこえない・きこえにくい子どもたちが手話を獲得するための場として2020年に誕生しました。手話での子育てを楽しみながらきこえない・きこえにくい子どもたちの笑顔と一緒に育んでいきませんか？



2023年度は6月から2024年3月まで毎月第2土曜日映像配信、第4土曜日対面活動の予定です。七夕・クリスマス・節分・ひな祭りなど季節感を大切に活動を描画しています。※3月の対面は第3週土曜日開催  
その他予定が変更する場合がありますので、ホームページで確認ください



## 12月23日(土)

10時～12時00分(受付9時45分)

## 会場:藤沢市分庁舎2階

ふじさわボランティアセンター(活動室1・2)

参加費

無料

対象

きこえない・きこえにくい未就学児

定員

15家族

## しゅわまるクリスマス会開催

### 手話

ろうスタッフによる  
生き生きとした  
手話環境

### 当日プログラム

- ★元気にあいさつ
- ★なまえ呼び
- ★このシルエットなーに？
- ★手話で楽しむ手遊び
- ★手話でリズムにのってダンス
- ★絵本の手話語り
- ★しゅわしゅわさんぽ
- ★作って動いて遊ぼう！

### 映像配信

ミニ遊び・絵本のしゅわ語りなどご家庭でも手話に触れ合う

### サロン

パパ・ママ向けの手話サロンできこえない世界とのつながりを築く



しゅわまるホームページ  
<https://shuwamaru.org/>

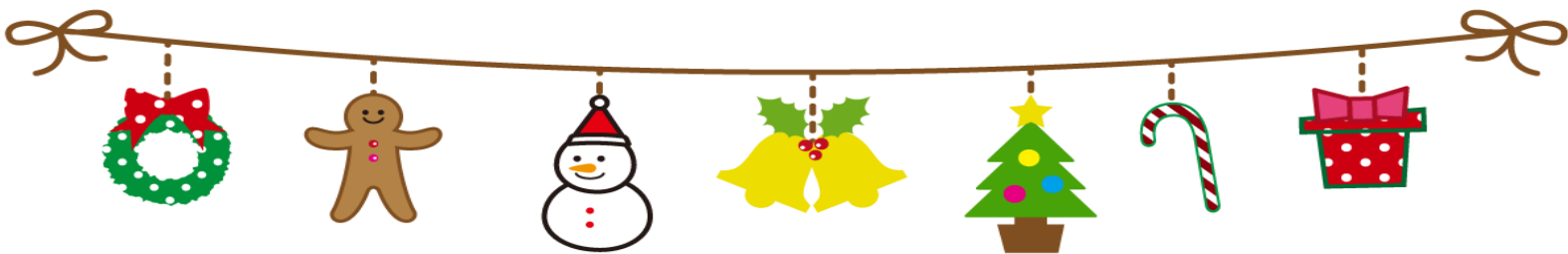


(一社) 神奈川県聴覚障害者連盟

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター2F 2  
TEL: 0466-26-5467 FAX: 0466-26-5454

★しゅわまるに関するお申込みお問い合わせ先

神奈川県聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業『しゅわまる』事務局  
 (一社)神奈川県聴覚障害者連盟  
 神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内  
 Email: [shuwamaru@gmail.com](mailto:shuwamaru@gmail.com)  
 FAX: 0466-26-5454 PHONE: 0466-26-5467



氏名	性別	聴覚障害の有無	生年月日	通園機関等
ふりがな	男・女	あり・なし	西暦	幼稚園・保育園・ろう学校幼稚部
お名前:				乳幼児相談・なし・その他( )
ふりがな	男・女	あり・なし	西暦	幼稚園・保育園・ろう学校幼稚部
お名前:				乳幼児相談・なし・その他( )

氏名	聴覚障害の有無	お子さんとの関係
	あり・なし	父・母・祖父・祖母・その他( )
	あり・なし	父・母・祖父・祖母・その他( )

連絡先	住所: 〒
	FAX: TEL:
	メールアドレス:
	携帯電話:
その他	
連絡事項	

<参加申し込みQRコード>スキャンしてお申込みの程よろしくお願ひいたします。



※お申し込み後、3~4日以内に事務局よりお申し込み完了メールをお送りいたします。

私たちの想い...

「きこえない・きこえにくい子どもが、ろう者のコミュニティにふれて手話言語を獲得し、手話によるコミュニケーションを通じて親子の愛着関係を確かなものにし、社会の中で生きる力と自己実現の力を育むことができる環境を作りたい。」わたしたちはそんな想いを抱いてきました。きこえない・きこえにくい子ども、特にきこえる家庭に生まれた子どもは手話と接する機会が少なく、保護者の方も自分の子どもとの関係を築くのに多くの困難を抱え、そして子どもの将来に見通しが持てずに悩んでいます。そこで、わたしたちは子どものロールモデルとなる、ろう者などのスタッフによる交流の場を用意し、きこえない・きこえにくい子どもの手話言語の獲得と親子の関係づくりを支援していきます。きこえない・きこえにくい子どもの無限の可能性を信じて。

・この事業は、神奈川県手話言語条例に基づく事業として、一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟が神奈川県から委託を受けて実施するものです。  
 ・ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業以外の目的には使用致しません。

## 神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話を必要とするろう者の手話習得を位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

#### ア 手話を使用する者に関する規定の整理

条例が触手話や接近手話といった手話を使用する者（盲ろう者）を含むことの明確化を図る。（第2条関係）

#### イ 手話を必要とする者の手話の習得等についての追記

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話の使用を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む。）が手話を習得できることや使用に係る機会が確保されること、また、手話が受け継がれるべき言語であることについて追記する。（第3条関係）

#### ウ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の趣旨の反映、明確化等

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の公布等を踏まえ、手話の普及にあたり、神奈川県手話推進計画の立案に関する当事者（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者）の参画や市町村への支援等、関連規定への趣旨の反映、明確化を図る。（第4条、第5条、第8条関係）

### (3) 施行期日

令和5年3月20日

改正 令和5年3月20日条例第17号

神奈川県手話言語条例をここに公布する。

神奈川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話（手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等を含む。以下同じ。）を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興、ろう者に関する理解の促進その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として将来にわたって受け継ぐべき必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。）の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有す

る。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年3月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 神奈川県手話言語条例が改正されました

## 手話は大切な言葉です。

手話は、耳の聞こえない方が情報を得て、その情報を利用し、コミュニケーションをするための大切な言葉です。

## 神奈川県手話言語条例について

神奈川県では、県民の誰もがお互いを大切に、支えあう社会を目指し、平成27年4月に神奈川県手話言語条例を制定しました。この度、令和5年3月に手話言語条例の一部を改正しました。

## 改正の内容

- ・ろう者の定義を明確にしました。  
～ろう者には、接近手話や触手話を使う盲ろう者も含まれます。
- ・手話が将来にわたって受け継ぐべき言語であること、手話の普及等は、手話の使用を必要とする者(ろう児やその保護者等を含む)の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならないことを基本理念に追加しました。
- ・手話の普及等にあたって、ろう者への理解促進を進めます。
- ・県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定・実施する際に、必要な支援を行います。
- ・県は、手話推進計画や手話に関する施策の立案にあたっては、ろう者や盲ろう者、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などの当事者の参画を推進します。

引き続き、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画に基づき、手話の普及を推進していきます。

<手話言語の普及ホームページ URL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/>

<神奈川県手話推進計画ホームページ URL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/p1192597.html>

## 神奈川県手話言語条例

☆この条例では、手話の普及を通じて、「ろう者とうろう者以外の者がお互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会にすること」を目指しています。

☆手話が耳の聞こえない方が意思を伝えるための大切な言葉であることを踏まえ、「手話やろう者、盲ろう者への理解を広げること」、「手話についての学びを広めること」、「手話を使う環境を整えること」を進めていくこととしています。

☆条例の目指すところを実現するため、県の責務や、県民、事業者の役割について定めています。

☆県は、手話の普及等を進めるため、計画を作り、その内容を実施していきます。

### 第1条(目的)

・条例の目指すところについて定めています。

### 第2条(定義)

・手話には盲ろう者が使う触手話や接近手話が含まれ、手話を使う人を「ろう者」としています。  
・手話の普及等には、手話やろう者、盲ろう者の理解を広めること、手話についての学びを広めること、手話を使う環境を整えることが含まれます。

### 第3条(基本理念)

手話の普及等にあたり、その基本となる理念を定めています。

### 第4条(県の責務)

・手話の普及等にあたり県が果たすべき責務について定めています。

### 第5条(市町村との連携及び協力)

・手話を広めるにあたり、県と市町村との連携や協力について定めています。

### 第6条(県民の役割)

・手話を広めるにあたり、県民の役割を定めています。  
・手話を使う方々は、県が実施する手話を広める取組に協力するとともに、手話を広める取組に努めます。

### 第7条(事業者の役割)

・手話の普及等にあたり、事業者の役割を定めています。

### 第8条(手話推進計画)

・県は、手話の普及等を進めるための計画を作り、その内容を実施していきます。  
・計画を作る際には、ろう者や盲ろう者、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などの関係者と共に検討し、進めていきます。また、幅広く県民の意見を聴きながら取り組みを進めます。

### 第9条(財政上の措置)

・県は、手話の普及等を進めるための事業の予算の確保に努めます。